

改正案	現行
<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第四条の二の二 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行のために銀行代理業（法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。第三項第三号、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を営む者を除く。）とする。</p> <p>一 当該銀行の親法人等（前条第二項に規定する親法人等をいう。以下この項、第十二条の二、第十二条の三第一項及び第十六条の二の二第一項において同じ。）</p> <p>二 二第一項において同じ。）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（資産の国内保有）</p> <p>第五条の二 法第二十九条に規定する銀行に対する命令は、その期限及び次項に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とする資産の総額の上限を示して行うものとする。</p> <p>2 法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 日本銀行に対する預け金</p> <p>二 現金並びに金融庁長官が別に定める国内の金融機関に対する預</p>	<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第四条の二の二 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行のために銀行代理業（法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。第三項第三号、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を営む者を除く。）とする。</p> <p>一 当該銀行の親法人等（前条第二項に規定する親法人等をいう。以下この項、第十二条の三第一項及び第十六条の二の二第一項において同じ。）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（資産の国内保有）</p> <p>第五条の二 法第二十九条に規定する銀行に対する命令は、その期限及び次項に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とする資産の総額の上限を示して行うものとする。</p> <p>2 法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 現金並びに金融庁長官が別に定める国内の金融機関に対する預</p> <p>（新設）</p>

金、貯金及び定期積金

- 三| 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券
- 四| 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金その他の債権
- 五| 国内に住所及び居所を有しない者に対する貸付金その他の債権であつて、元本の償還及び利息の支払を行う場所を国内とし、かつ、国内の裁判所を管轄裁判所とすることを定めている金銭消費貸借契約に係るもの
- 六| 国内に所在する有形固定資産
- 七| その他金融庁長官が適当と認める資産

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	読み替える法の規定
	(略)	読み替えられる字句
第十四条の二第二号	(略)	読み替える字句
銀行及びその子会社		
当該外国銀行支店に係る外国銀行		

金、貯金及び定期積金

- 二| 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券
- 三| 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金その他の債権
- 四| 国内に住所及び居所を有しない者に対する貸付金その他の債権であつて、元本の償還及び利息の支払を行う場所を国内とし、かつ、国内の裁判所を管轄裁判所とすることを定めている金銭消費貸借契約に係るもの
- 五| 国内に所在する有形固定資産
- 六| その他金融庁長官が適当と認める資産

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	読み替える法の規定
	(略)	読み替えられる字句
第十四条の二第二号	(略)	読み替える字句
銀行及びその子会社		
当該外国銀行支店に係る外国銀行		

(略)	第二十一条第七項	(削る)	
(略)	当該銀行及びその子会社等	(削る)	当該銀行 自己資本
(略)	当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等	(削る)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの

(略)	第二十一条第七項	第十八条	
(略)	当該銀行及びその子会社等	は、 内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は	当該銀行 自己資本
(略)	当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等	二十億円に達するまでは、利益（利益として金融庁長官の定めるものをいう。）の額に十分の一を超えない範囲内で金融庁長官の定める率を乗じて得た額以上の額を	当該外国銀行 自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本  
文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者と  
する。

一 (略)

二 当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人等

三〇八 (略)

(国内に保有すべき資産等)

第十三条 法第四十七条の二の規定による外国銀行支店の資産の保有  
は、次に掲げる資産を国内において保有することにより行わなけれ  
ばならない。

一 日本銀行に対する預け金

二 現金並びに金融庁長官が別に定める国内の金融機関(当該外国  
銀行支店に係る第十二条の二に規定する特殊の関係のある者(同  
条第一号から第五号までに掲げる者に限る。)を除く。)に対す  
る預金及び貯金

三 国債

四 地方債

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本  
文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者と  
する。

一 (略)

二 当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人等(第  
四條の二第二項に規定する親法人等をいう。以下この条におい  
て同じ。)

三〇八 (略)

(外国銀行支店の利益準備金に関する特例)

第十三条 第九条の規定により読み替えられた法第十八条の規定によ  
り外国銀行支店が計上した同条の利益準備金は、金融庁長官の承認  
を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失(損失として金  
融庁長官の定めるものをいう。)の補てんに充てる場合のほか、使  
用してはならない。

2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えられた法第十八条  
の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところによ  
り、国内において保有しなければならない。

<p>規定</p> <p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>五 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券</p> <p>七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託の受益権</p> <p>八 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行する国内の会社の担保付社債</p> <p>九 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>十 その他金融庁長官が適当と認める資産</p> <p>2 法第四十七条の二に規定する政令で定める額は、二十億円とする。</p> <p>（外国銀行支店の電子公告に関する読替え）</p> <p>第十四条の二 法第四十九条の二の規定において外国銀行支店が電子公告により法又は他の法律の規定による公告（会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による公告を除く。）をする場合について会社法第九百四十条第三項及び第九百四十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		

<p>規定</p> <p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（外国銀行支店の電子公告に関する読替え）</p> <p>第十四条の二 法第四十九条の二の規定において外国銀行支店が電子公告により法又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について会社法第九百四十条第三項及び第九百四十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)  
 第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定
第五十二条の三十四 第一項	定款	定款若しくはこれに準ずる定め	読み替えられる字句
	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある	読み替える字句

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)  
 第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定
第五十二条の三十四 第一項	定款	定款若しくはこれに準ずる定め	読み替えられる字句
	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	読み替える字句

(略)	第六十三条第七号	(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	者
(略)		(略)	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者	

(名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 (略)
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定
- 三十三 (略)

(財務局長等への権限の委任)

(略)	第六十三条第七号	(略)	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	
(略)		(略)	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	

(名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 (略)
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定
- 三十三 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）及び第四十七条の三の規定による認可及び承認

二〇八 （略）

二〇五 （略）

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）及び第四十七条の二の規定による認可及び承認

二〇八 （略）

二〇五 （略）

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社



(法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書(同条第四項後段において準用する場合を含む。)、第五十二条の三十五第二項(会社分割(法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。)及び第五十二条の三十五第三項(事業の一部の譲渡又は譲受け(法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。)の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二〇四 (略)

2〇6 (略)

(法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書(同条第四項後段において準用する場合を含む。)、第五十二条の三十五第二項(会社分割(法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。)及び第五十二条の三十五第三項(事業の一部の譲渡又は譲受け(法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。)の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二〇四 (略)

2〇6 (略)